

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 6月号

(通巻第62号)

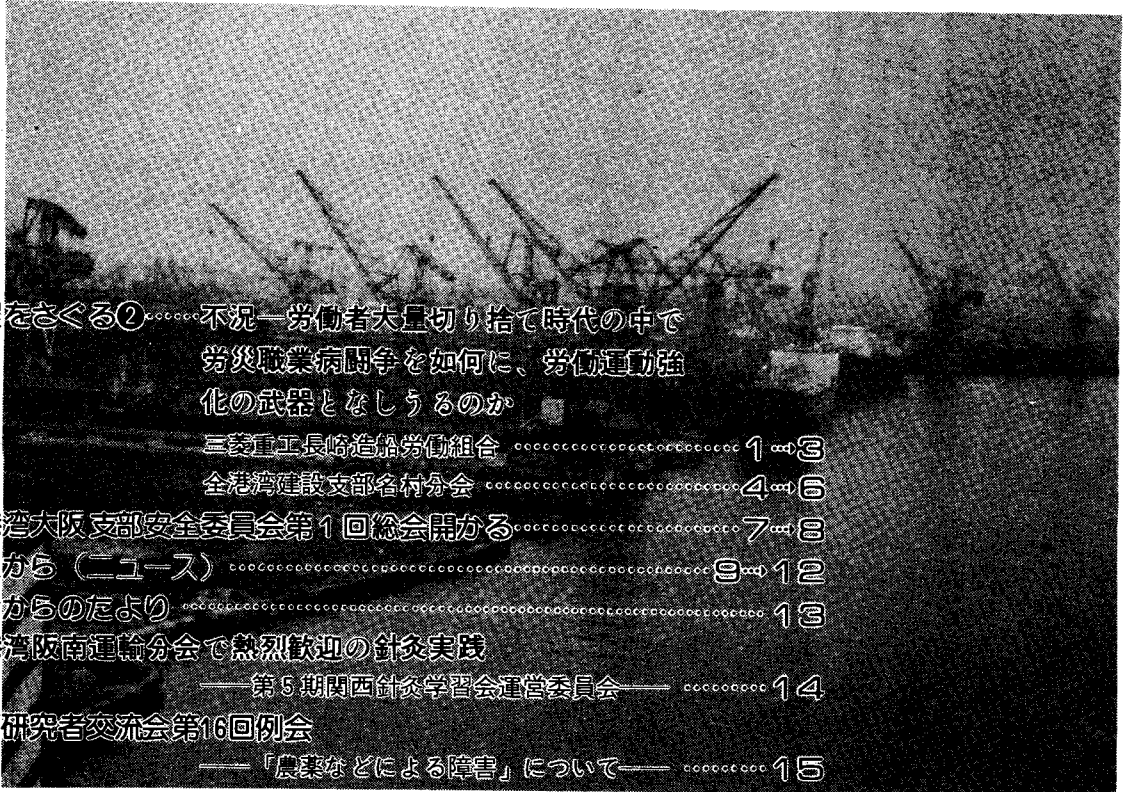
関西労働者安全センター 1979.6.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 展望をさぐる②……不況—労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか
三菱重工長崎造船労働組合 …………… 1→3
全港湾建設支部各村分会 …………… 4→6
- 全港湾大阪支部安全委員会第1回総会開かる …………… 7→8
- 前線から (ニュース) …………… 9→12
- 読者からのたより …………… 13
- 全港湾阪南運輸分会で熱烈歓迎の針灸実践
——第5期関西針灸学習会運営委員会—— …………… 14
- 関西研究者交流会第16回例会
——「農薬などによる障害」について—— …………… 15
- 特別報告 此花労働者センター開設 …………… 14→17
- (事務局だより) 南大阪フィールド合宿 …………… 17→18
- 五月の新聞記事から …………… 19
- 夏期一時金のカンパのお願い …………… 20
- 右折禁止/会計報告 …………… 21

さぐる || × × × × × ×

代の中で、労災職業病斗争を となしうるのか？ (そのⅡ)

前号(五月号)で、安全センター常任事務局より、労災職業病闘争の現在の問題点を提起した。その中で第1には、労職闘争は労働運動全体の前進強化の中に位置付けなければならぬこと、第2には、被災労働者と他の労働者の積極的な関係を如何に作り出すか、という点について討論を呼びかけた。「不況―大量首切り時代の労職闘争というテーマは、別に労職闘争の特別な効果的な効果きめを深し出すために設けたのではない。それはこれまでの運動が厳しく問われる時期でもあり、それだけにより運動のいくつかの原則について確認すべきである」として始めた企画である。これを一つのたたき台として、更なる討論の深化をはかって行きたい。

全国で、教訓深い闘いを積んでおられる労働組合・労働者に積極的な参加をお願いするものです。今月号は、三菱重工長崎造船労働組合と、造船下請労働者の組織である全港湾建設支部名村分会に原稿をお願いしました。

資本主導の安全運動と

対決して、

三菱重工長崎造船労働組合

労職斗争は

重要な斗争課題

労働運動における労災職業病闘争の位置ということについては、私たちは、**政**に、それなりに労災闘争に取り組んできた。遺憾ながら、力量不足の前に十分な

治闘争や経済闘争などの諸課題と同様、労働組合が積極的に担わなければならぬ重要な闘争課題だと思っっている。私たちは組合結成以来、右のような認識の下

× × × × × × || 展望を

不況—労働者大量切り捨て時 如何に、労働運動強化の武器

展開がなしていないという悔はあるが、地域の討論会などで、労働闘争は、発生源に対する闘いが重要だから、結局反合闘争に収斂されるのではないか、という意見を聞くこともあるが、この点、ちがうなという感じを持つ。労働闘争は、被害者救済から発生源に対する闘いまで（この部分は反合闘争と重なるだろうが）広い内容を含む、それ自体独自の闘争課題であって、決して反合闘争の中に解消してしまえるものではないのではないか。

労働闘争を、労働組合が積極的に担うべき重要な闘争課題の一つであるという理解は、蛇足ながら次の二つの意味を持つと思う。一つは、労働闘争を軽視する労働組合に対しては、その間違いを指摘することであるし、労働闘争に関っている諸個人に対しては、労働運動全体に対する視点を常に持つことを強調することになるだろう。労働闘争の発展は、労働運動を前進させる武器となりうる。だが同時に、労働闘争の前進のためには、労働運動全体の発展がなければならぬ。早い話が、日本労働運動におけるこの支

配の進行は、短絡的に言えば、職場における労災隠しの体制が進行するということでもある。

三菱資本の安全 運動は職場管理だ

次に、三菱資本の安全管理の実態について少し述べる。労働者が、労働闘争を強化しようと努めているのとは逆に、資本の側は安全問題を、職場管理の一手段として活用しようとしていることは明らかである。

実は、本誌五月号二ページ上段の、労働闘争評価のものさし云々の記事の中に、「時によっては、某公害防止機器メーカーの環境整備が秀れていることや、某独占企業は安全衛生設備に数億円を費したというようなことが」「評価されるといふような問題さえ出てきている」という記事を見て、三菱の場合を少し報告してみたいと思った。三菱資本が安全対策に力を入れているのは事実である。しかし私たちは、予防闘争として評価をするつ

もりなどまったくくない。むしろ六〇年代の高度成長長期に膨大な利潤を蓄た三菱資本がその予裕を配景にして、安全問題を労務管理―職場支配の確立に向けて積極的に活用している巧妙かつ新たな攻撃だと促している。

「三〇四単産の一翼を担う御用組合―同盟三菱の全面的屈服に支えられて、三菱資本は、職場における安全管理を、会社主導の大衆運動として展開することに成功している。会社主導のという意味は会社が安全に対して従来よりも力を入れていっているという意味である。環境改善や安全関係諸会議の頻繁な開催、毎月一回の全員参加の時間内安全ミーティングや、安全諸行事、安全訓練等・・・、従来は安全のかけ声だけで、実質の対策には金をかけるのをきらっていた資本が、一応安全重視の演出に成功する程度には、今は投資をしているのは事実である。大衆運動のという意味は、安全ミーティングなどを通じてグループ毎の安全目標を決めさせたり、独自の安全点検活動を進め

させたりすることによって、労働者の自主性・自発性に基いて、職場の安全運動が進められていることをさす。しかし自主性・自発性といっても、結局は会社主導の掌上にあるのだからそれはみせかけにすぎず、運動の前進は、職場規律の確立、資本の職場支配の強化に向って巧妙に導かれていくことになる。たとえば、三菱資本は、その積極的な安全運動の結果として、労災原因を個人の不注意に転嫁することに完全に成功している。そればかりか、進んで労災隠しに協力する被災者をも生み出している。あるいは、安全の為に「秘言葉をつけさえすれば、職制の理不尽な指示が何の抵抗もなくまかり通っていく―整理整頓と称して私物箱を点検し、組合機関紙がたまっていたから捨てた、という報告を聞いても怒らない第二組合員たち、あるいは、安全保護具の始業前着用等等、数え上げればきりが無い（もちろん私たちはこれらの一切を拒否しているが）。

労働斗争の強化で 職場支配の打破を

本誌五月号で指摘されているような事態の本質は、三菱の場合と同じであって、評価の対象というよりも労働者が闘わねばならぬ対象ではないか、と思うのである。

三菱の安全管理に対する私たちの闘いは、自らの労働斗争を強化すること、つまり資本主導の安全運動に対する拒否の闘いや、労災隠しの実態の暴露によって、会社の安全運動の本質を大衆的に明らかにすること。その他の闘いと同時に、資本の職場支配総体の打破―第二組合との対決抜きにしては、前進はありえないのではないかと考えている。

(以上)

下請労働者の団結権

確立の斗いの中で

● 全労連設立支援 名村分会 ●

「不況―大量首切り時代の労災職業病闘争」というテーマについて、造船下請労働者の団結体としての立場から、我が名村分会の経験と問題意識を明らかにすることによって、多少なりとも問題提起となれば幸いである。

ケガと弁当は自分も

ち―労災に適用のな

かった下請労働者

日本の造船産業は、下請制度という差別雇用をたくみに使いながら、世界一の地歩をきずいてきた。本工1に対し下請工1.5とという事実にみられるように、現場の

「きつい」「きたない」「きけんな」作業（「三キ」とよばれる）は全て下請工が担わされてきた。親方―子方とよばれる前近代的な不安定雇用は、労基法すら守られない状況をあたりまえのこととしながら、一方で低賃金ゆえの長時間労働（徹夜明けの日も、丸一日佐業を続けるいわゆる「通し佐業」など）によって、ケガが多発するばかりか、日々身体をすりへらしながら「労災にしてくれ」ということが、即首切りにつながるという状況に置かれ続けてきた、と同時に本工労働運動から見捨てられ続けてきた。未組織であったがゆえに、「ケガと弁当は自分もち」と、権利としての労災の適用を受けるということすら奪われ続けていた。

労働省・造船工業会による上からの「安全強化運動」は、ひたすら労災隠しによる安全成績の向上として、下請労働者にとっては本社と親方の二重のしめつけにすぎなかった。

雲見さんの脳血

栓は、下請制度

が生み出した

七七年一二月二七日、雲見分会員が佐業中にたおれ「脳血栓」と診断を受け、長期の入院の後も右半身にマヒを残すという重大な労働災害にみまわれた。

「作業中の発病だから、とにかく労災申請を行え」という素朴な気持からはじまった労災闘争は、親方の組合つぶしをねらった攻撃（「組合をやめて個人でたのみにくれば申請してやる」）や、本社の「雇用関係がないから関係ない」とする圧殺の

中で、一步一步下請労働者のおかれ
ている労働環境が発病の原因だとい
う確信を深めつつ、なおかつ、労基
法19条を無視した不当な解雇処分を
下請労働者であっても決して許され
ないことを主張する闘いとして発展
をしてきた。

独自の申請によって、ついに七八
年七月労災認定をかちとり（本誌第
五二号既報）、地労委での解雇撤回
の主張から、元請名村に対する損害
賠償の訴訟を提起することになった。

闘うことの確信 を分会員に与え

た労災認定闘争

雲見さんの脳血栓を労災に認定さ
せようとする闘いは、もともと雲
見さんの健康はとりもどせないもの
の、生活保護を受けざるを得ないよ
うな状態におとしこまれた当面の生
活を立て直すためという意識に支え

られていた。その意味では、労災に
認定されたことによってそれは果さ
れた。だが、下請労働者の団結があ
ればこそかちとられたし、まだまだ
例の少ない「脳血栓」労災認定は、
分会員にとっても闘争の確信につな
がり、また構内の労働者へも大きな
励ましになった。

一方、雲見さんの脳血栓を生み出
した下請制度、下請労働者のおかれ
ている作業環境そのものへは未だ手
を触れることはできていない。

労基署への名村に対する、環境改
善の行政指導を行えという度重なる
交渉にもかかわらず、労基署は「認
定することと、名村に責任があるか
どうかは別問題」として、「発生源」
そのものへは何ら手を触れようともし
なかつた。

名村分会は、下請労働者の労災も
元請に責任をとらせていくべく、地
労委での労災中解雇無効の訴えに続
いて、名村を相手とって一一〇〇万
円余の損害賠償請求の訴訟を起こし

たのである。この裁判闘争は、下請
工であっても本工と何ら変わらない
労働者であり、使い捨て労働者とし
ての下請労働者の本工化をかちとる
一步として、推し進めていくつもり
である。

いわば、被災労働者への「救世軍」
たらんとする意識から出発した労災
闘争は、運動としては元請の責任を
追及する闘いとして前進してきた。

現在分会では、雲見さんへのでき
るかぎりの分会活動への参加に加え
て、機能回復訓練にとどまらず原職
への復帰、あるいは名村に復帰する
職場を要求できるようにと、職業訓
練を行う方向を検討しているところ
である。雲見さんは家族の支えや分
会の励ましによって、右半身に軽い
マヒを残しながらもかなりの程度回
復してきている。

「働いてメシを食える」ことが、
労災の休業補償よりたとえ額が少な
くなつたとしても、本人や家族にと
ってはかりしれない自信に結びつ

いていくにちがいない。

我々の働いてきた造船産業ではまだまだ首切は進行している。名村（大阪）では、本工・下請工合わせて二千人もいたのだが、今では三百人へとわずか三年間で激減し、まだこれからも首切りが行われ、また設備の売却による工場スクラップ化もうわさされるところである。

雲見さんの労災認定闘争の勝利は結成後わずか二ヶ月で全員解雇を受けた名村分会への一定の評価となり、本年二月には本工の仲間から労災（マンガン中毒）の相談を受け、本工の御用組合（造船重機）をゆりうごかしながら、労基交渉を開始するに至っている。

また分会員の健診を松浦診療所の協力によって行ったところ、「じん肺」「難聴」が数名に見られた。同様に表に出すことのできない災害をうけながら泣き寝入りしている仲間、数知れないことは想像にかたくなし、分会内でも五割が何らかの

「労災」―健康破壊にみまわれていくのだ。

いくつかの教訓と

今後の闘い

我々の経験の中から得た教訓は

1、下請工の労災闘争は、団結権があってはじめてなしうるものであること

2、労災闘争を闘うか、闘わないかは、資本の暴力的な搾取の構造に触れるがゆえに、労働組合の値打ちを決定する全部ではないが一部のバロメーターにもなること（闘争の本工への波及につながった）。

3、労災闘争の闘い方は、「救世軍」としてではなく、解雇されている他の分会員とともに、被災労働者が職場に復帰する方向に向けて体と心をきたえなければならぬこと、などである

我が名村分会の闘いは、政府の政策としての造船産業再編成―スクラップ化・組合つぶしの攻撃に反対する闘いである。

造船資本の海外侵出は、労災を生み出す構造を丸ごと南朝鮮や東南アジアに輸出しているものであり、ますます労災を生み出す構造は国際的に広げられていることを忘れてはならないと思う。

我々にとって労災闘争はこうした全体の闘いの一部として積極的にとりこんできたのであるが、被災労働者を含めて何としても原職へ復帰し、発生源を根絶する職場闘争をくり広げる準備をととのえ、かつ労災が多発し労災を権利として主張しえない下請制度そのものを廃絶する闘いを、団結権を守りぬきながら推し進めていきたい。

（以上）

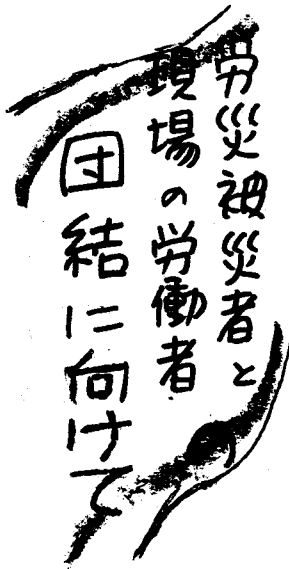
全港灣大阪支部安全衛生委員会 第一回総会開かる

長期療養者問題に論議集中

六月九日、全港灣大阪支部安全衛生委員会は、港灣第一福祉センターにおいて第一回総会を開催した。当日は約八十分会からの代表が参加し、活発な討論が行なわれるとともに、今後の運動方針の確認と新役員の選任を行なった。また、関西労働者安全センター・及び南大阪労働者診療所も来賓として出席し、アピールを行なった。

七七年十月、旧沿岸南支部は他支部と合同して大阪支部となったが、それに伴って安全委員会も大阪支部安全委へと改組された。第一回総会の成功は、これまでの沿岸南支部

時の多くの成果を受けつき、将来へ向けて安全委員会が大きな発展をもちとるために重要な意義をもつものである。



総会における議論は、労災被災者と現場で働いている労働者がいかにして団結をかちとっていくかの点に集中した。これを受けて、九項目に

わたる活動方針の中でもこの問題については特に重点が置かれたものとなっていた。

以下はその内容である。

(イ) 労災職業病に被災した場合の治療・療養を行なうのは労働者としての義務であることを基本とします。

(ロ) 各分会・職場の安全委員又は分会役員は少なくとも二ヶ月に一回(できる限り一ヶ月一回)は被災者の状況調査を本人及び家族より聴取したり、担当医師より病状聴取を具体的にに行ない、病状の把握を行ない大阪支部安全衛生委員会に報告するものとします。

(ハ) 被災労働者は安静加療中のものを除き、最低一週間に一回は職場に出て、労働している労働者との交流を行なうと共に、組合活動に参加できる被災労働者は積極的に組合活動に参加しなければならないも

のとします。

(三) 各分会・職場の安全衛生委員

又は分会役員は被災労働者の

疾病の程度により、担当医師

にその病状の聴取を行ない、

軽作業または短時間労働が可

能との結論が出れば、リハビ

リ就労を指導して、できうる

限り早期に完全就労ができる

ように、被災労働者・各分会

職場は行なわなければならな

いものとします。なお、担当

医で結論が得にくい場合は大

阪支部安全衛生委員会に報告

して、南大阪労働者診療所、

又は他の病・医院において精

密検査を行なうものとします。

被災労働者の休業中の賃金補

償については現場で労働する

労働者と差のないような額と

しなればなりません。

(ハ) 長期療養の被災労働者の発生

した場合、所属職場の実態

を考慮しつつ、補充労働者を

雇い入れる場合は慎重検討し
て大阪支部安全衛生委員会の
指導を受け決定しなければな
らないものとします。

以上のように、これまで、支部の
労災職業病闘争の中で様々な形で論
議されてきた長期療養被災者と現場
で働く労働者の問題について、支部
の安全委員会として初めて方針とし
てその方向が打ち出されたことは注
目されることである。内容は一見被
災者には非常に厳しいものではある
が、労働運動の発展と労職闘争の発
展が同一のものでなければならぬ
こと、そして、被災者の真の救済も
その中にあり、一人の被災者の切り
捨ても許さないという支部安全委の
決意が読み取れるものである。

運動方針の決定の後新役員の選出
に入り、その結果、委員長・登氏、
副委員長・中川・小泉両氏、事務局
長・華川氏、同次長・高橋氏の他二
十二名の安全委員が選出され新体制
が確立した。

関西研究者交流会 次回の案内

- 7月14日(土)
午後 4:00 ~
- 南大阪労働者診療所
新館 4階にて
- 認定要件をめぐり討論
についての中道的まとめ

フィールド合宿 参加申し込みは

フィールド合宿実行委まで
どうぞ。

TEL 06-374-2991

前線から

南大阪

不服審査斗争へ

業務外決定を放っておいては死めに死収ない!!

●全港湾大阪支部 大阪港いかだ分会 ●

前号 (No 61) に掲載したように、5月4日付で阿倍野労働基準監督署は、全港湾大阪支部

については、(1) 昨年4月の労基則35条の改悪による認定枠の固定化、(2) 全港湾の労災斗争に対する業界からの圧力、大阪段階での決着を目指して、不服審査会での闘いに全力を挙げていくことを確認した。いかだ労働者の中に

を大きな要因として、決定が極めて政治的であることを明らかにした。そして

は高血圧症や心臓の悪い人も多く、中々高年の労働者が急死するところがこれまでも何件かあった。「こんな決定を放っておいては死ぬに死ぬまい」と、いかだ労働者の闘いへの意気は高い。



東大阪

以前の斗争経験を生かす 脳出血労災の取組開始

●全金 マコトロイ工業支部 ●

6月7日、東大阪市 習会が行なわれた。学の全金マコトロイ工業支部で、5月2日に職場で脳出血のため死亡された故土居原氏の労災認定斗争に向けて学

での認定斗争の取り組みの歴史などについての話を行なった。同支部では以前に肺がんで死亡された故土居原氏の労災認定斗争を安全センターと共に取り組んだ経緯もあり、(伊藤氏はじん肺として認定された)土居原氏死亡以来1週間後の学習会というように早い対応となった。

だ分会の寺岡一氏の心筋硬塞死七につき、「業務外」の認定を行なった。それに対して、去る6月4日、同分会及び支部安全委員会は分会事務所において職場集会を開き、今後の基本的な闘い方についての討議を行なった。まづ、業務外決定に

宮之森

この学習会を踏まえ、支部では死七原因の調査に入ったが、6月15日にはその一環として、遺族及び安全セ

ンターは工場に入り、土居原氏の職場の見学を行なった。

頸肩腕の治療をめぐる問題点

5/24労金労組の

被災者が学ぶ会

去る5月24日、労金労組が中心となって頸肩腕障害で通院治療中の被災者全員が集まって、「頸肩腕障害の治療をめぐる問題点」を主とした学習会が行なわれた。

南大阪労働者診療所からは、松浦医師と松岡針灸師が参加し、診療所での治療経験や運動療法などについて説

明が行なわれた。

頸肩腕障害はまづ何よりも予防が重要であり、その次には早期発見と早期治療が原則であるが、しかし残念ながら、既に悪化した頸肩腕障害に罹患した人々については、やはりどのような治療が有効であるかが大変大きな問題点でもある。診療所では、主として針灸

治療を中心にした治療体制をとってきたが、最近では、この針灸治療のみでは明らかに限界があることが判り、完全治ゆに向けては、運動療法の重要性が指摘される様になり、ヨかの学習会も始められた。このことが報告され

又、職場の中で働きながら治療してゆくことの重要性と、そのための職場の仲間との理解を得るための努力が重要なことも指摘され、組合でも今後はこの点での努力を一層強化してゆきたいとの方向が出されていった。

全国

港湾病研究会正式発足

組合との協力の一層の強化を!

6月9・10日、有馬温泉で第3回港湾病研究会が60名の参加で開催された。

これまで、港湾労働による骨運動器障害、じん肺、各種中毒等

ゆゆる「港湾病」の検診・実態解明に取り組んできた全国各地の医療関係者が、港湾病に関する情報の交流と討議を2回南いてきた。今回、岡山大学衛生学

教室太田武夫氏を代表
に、研究会として正式
発足することとなり、
あわせて3回目の全国
討議を持ったものであ
る。

更に、横浜・神戸・
関門港での自主検診と
労災職業病認定斗争や
全国アンケート調査活
動に取組んで来た全港
湾が、中央本部での労
災・職業病対策への組
織体制強化を打ち出し、
6大港だけでなく、清
水・新居浜等地方港の
活動家も新たに加え、
多数の参加となったも
のである。

報告では、北九州自
主検診団より、昨年10
月の関門支部検診結果
と労災申請への方向性
横浜港分会の昨年4月
の自主検診に基づく労
災申請の問題点、兵庫
衛生協より、神戸港の

7次にわたる申請の概
略と問題点が提出され
更に南大阪労働者診療
所からは、大阪支部の
日常的健康管理を中心
とした検診の報告等が
なされた。いすれも、
骨変形を伴わない運動
器障害、じん肺等の認
定に對しての労基局の
反動的対応が問題に出
された。

会は更に、組合側よ
り各港における実態、

取組み報告が行なわれ、
「港湾病」の全体像や
じん肺についての学習、
石綿についての実態報
告も行なわれ、今後更
に研究会と組合側が調
査・研究と協力を深め
ていくことを確認し、
閉会した。

「港湾病研究会」
代表連絡先
岡山市鹿田町2-151
岡山大学医学部
衛生学教室 太田武夫
0862-231751
(内り21)

全 国
6・10 全国連絡会議 拡大世話人
80年 労災保険法の
改正 斗争で 討論

6月10日、神戸診療
所において、職業病認
定向題に関する全国連
絡会議の拡大世話人会

行なわれた。
第1に、労働省が次
回法改正の理由として
いる労災保険財政の「
赤字」については、マ
スコミ等を通じて流し
ている「給付の増額に
よる赤字」は全くウソ
であり、給付率は44年
の82.5%から77年の
72.3%へと大きく後





退していることがそれ
を示していること。又
労働者は「赤字」の原
因である給付以外の出
費（福祉事業団・大企
業への長期貸付・労基
署役人の残業費・公用
車代・産業医大等）を
隠し、再び被災者への
給付を減らすことを次
期法「改正」で画策し
ているという点、そし
て、第2には、労災保
険を、責任保険から社
会保障化することによ

り、ますます企業の労
災加害責任を空洞化し、
労基法の災害補償を持
来的には削除していこ
う、という労働者の狙
いが明らかになった。
これらの状況を踏ま
え、80年法改正斗争の
中では、保険の赤字を
被災者に転嫁せよ、リ
ハビリ就労権の獲得な
ど、企業責任を強化す
る方向で斗争ことの重
要性が討論された。

5・26 富山地裁 判決…… 立証責任は 業務外を主張する側に

労働者が職業病の認
定枠を政治的判断の下
に狭めてきており、持
に限られた「公定」職
業病以外について被災
者・労働者側に過度の
立証責任を押しつけて
きている中で、労働省
の行きすぎに警告する
形で出されたこのタイ
ピストの頸肩腕症に対
する富山地裁判決の意
義は大きい。

頸肩腕症候群につい
ては、昨年4月の労基
則35条の「改正」の中
で初めてその名称が条
文中に盛り込まれたが、
その中身に於いては75
年に出された労働者基
発第59号が現在も行政

解釈としてまかり通っ
ており、10%以上の労
働の過重性であるとか、
保母には頸腕は発生し
ないとか、全く考えら
れないことを労働者は
被災者に対しておしつ
けている。今回の判決
は、被災者が自分の職
業病を立証するのに労
働者が決めた「基準」
通りに行なわなくても
別段さしつかえはないこ
とを示しており、我々
は今後この成果を他の
職業病問題に拡大して
いく努力をしていく必
要がある。

（新聞記事の写しは、
13ページを参照）

「読者のたより」

労災重度障害者遺族にも補償を

福岡 大塚 守一

「労災職業病」5月号若手しました。長期不況下、労働者の大量切り捨て時代の中で、労災職業病斗争を、如何に労働運動強化の武器になしうるか、という論文、読みごたえがありました。

認定補償の斗いには、色んな側面があります。長期不況下、年々労災153級重度障害者の発生は増え続け、総評の安全センター調査では、全国で9万人を越えており、339年以前も社会復帰できずに病院や自宅で療養、全て犠牲をきたす介護家

族に強いているのに現行労災法は、またる重度障害者死亡後、長年の介護に疲れ、年老いた妻たち遺族に年金を支給しない仕組みになっています。

一方、国会議員の場合、在籍10年を越すと歳費月額額の3分の1が年金として、終身毎月支給されます。本人が死すれば、その半額が奥さんにこねまた終身支給される仕組みになっています。これは国会議員が国民のために尽した労に報いる意味があるとも思われます。企業のために労災重度

障害者となって、10年以上も耐え抜いてきた者には、夫死亡後、障害年金の半額を奥さんに終身労災保険が支給されてもおかしくはないと思われいます。

労災職業病斗争と労働運動の強化もすることながら、重度障害者の妻の立場を救済することなしには何言も語れないと言つてしまえば暴論でしょうか。基本的人權を守ることにしに何も語る資格はないと思われからです。また、社会的弱者の最たる者は、労災重度障害者の妻をおりて他にないと思われからです。御検討になつて下さい。よろしくおたのみします。

被告側に

立証責任

却下は不当

5/26 朝日

職業病認定で「富山地裁判決」却下は不当

「タイプストに、けんしょう炎の症状があらわれた場合、原因が業務以外にあることは、業務上の原因でない」と主張する側が積極的立証しなければならぬ」と。職業病の認定と休業補償の支給をめぐる争われていた、いわゆる「矢合訴訟」について、富山地裁大須賀欣一裁判長は二十五日、「原告の症状は、けんしょう炎だつたのか他の病気だつたのか明らかでないが、職業病としての性格を有力に備えていたことは否定できず、職業病と認めるのが相当である」と、原告の主張の一部を認め、労災申請却下の処分を一部取り消し、休業補償の支払いを命ずる判決を言い渡した。

「矢合訴訟」は、四十七年三月、元日本ゼオン富岡工場英文タイプスト、矢合外喜子さん(当時三四)が、富岡労働衛生局長を相手に「労災認定申請却下処分を取り消し」を富山地裁に求めた行政訴訟。四十八年に外喜子さんが死亡したあと、母親の養子さん(三〇)富岡市浦美町)が継承、七年二月末までの判決。

外喜子さんは三十七年秋、けんしょう炎ではないか、と診断されたが、心臓、皮膚ホルモンを服用したところ、副作用が出て六月から休職、三十九年三月に復職したが、四十年七月には、病状が悪化して失明。入院中の四十三年一月、解雇された。

外喜子さんは四十三年、富岡労働衛生に二度の休職について労災認定と休業補償の支給を申請。却下されたあと、国の労働保険審査会などへも申請したが、いずれも「タイプの打ち過ぎは確認できない」「本人の体質による、私病ではないか」との理由で、職業病とは認められなかった。

この日の判決で大須賀裁判長は三十八年から三十九年にかけての休職についてだけ「過重な負担でなかったこと、業務以外の原因で症状が出たこと、業務上疾病でない」と主張する側が積極的に立証しない限り、原則として業務起因性が事実上推定されるもの、と解するのが相当」と、労災を認め、「原告側で仕事と症状の因果関係を立証しなければならない」との被告側の主張を退けた。

全港灣 阪南運輸分会で熱烈歓迎の針灸実践

「はだしの医者」の精神に学ぶことのスローカンの下に、「自分達の健康は自分で守ろう」と自分達の職場・自分達の地域は自分達で守ろう」と引続いて第5期関西労働者針灸学習会が5月10日に南講式を迎えることができたことを御報告申し上げます。現在は諸先輩のきずかひた皆苦に感謝しながら、自分達もさらに自分にはあやまった針を百ヶ所・千ヶ所うったとして、仲間や他人には一本一ヶ所たりともあやまった針を絶対にあつたない、との誓いのもとに真剣に学習に励んでいます。そこで、1期より4期迄に学び終了された、職場に、地域にあつて実践なさっている諸先輩の方々、同志のみなさん！どうか無事に5期生として終了し、また職場・地域に帰って充分な実力を出して、地域を守りうる戦士となつていくためにも、決してあまやかすことなく、今後に向けてあたたかい御配慮の

下にきびしく接して下さることを特にお願いたします。ここでホットニュースを。旧不材支部の阪南運輸分会の2名の同志は第3期生として1日も欠かさずに参加し、真剣に学んで、職場を守る為には仲間の健康と家庭と地域の健康を守らなさい、と関西労働者針灸学習会で学んだ事柄を自分の職場に帰って、どのように一本の針を通して、どのように実践に結びつけるかを考えてこられました。不認識な人達があつてどのような反対があろうとも実践する以外にないと、使命に燃えて、こつこつと地道に斗つておられたのですが、個人が健康を守り、職場を守る為の学習を全員がするべきだ、との結論を得て、全港灣大阪支部副委員長の華川氏・大阪支部安全委員長の登氏に相談がありました。松浦診療所の松浦先生とも話し合いの結果、診療所内健診部の神藤氏、施術者の佐藤先生・加藤先生の応援

御指導を得られる事となり、運営委員側からは、委員長品の矢氏・副委員長の立髪他1名の陣容であたることとし、6月8日当該分会に急行しました。自己紹介に引続いて、8ミリによる針灸学習会の紹介をする中、順番に針灸治療を施していったのですが、事にぶんが弊なので、事前の学習不足もあつて、いざ針灸治療を始めるといふや実験台がとつかう恐いなあー。気持ちが悪くなった。などといふ、数名の方達は途中で帰ってしまわれましたが、順番を待ち治療を受けた多くの方達は、話だけでない針灸治療の効果の確かさにふいふ喜びの中、これ1回だけでなく月3回は最低きてほしいとの強い要望が出され、参加した全員が感激し、安全委員会から正式に要請があればいつでも参加活動に応ずる事を約束し帰途についたのです。

関西研究者交流会

例会

農薬などによる

障害について

16回

去る六月二日、阪大理学部の中南元氏を講師に、「農薬などによる障害」に関する学習と、労災認定に関する検討を行いました。

まず、現行の労災認定の基準となつている労働省告示36号について、

次のような問題点が指摘されました。
1、附録の表に例示されている農薬の成分物質が限られていて、現在よく使かわれ毒性も強い物質が挙げられていないこと

(例) マラソン、パプチオン、デナボン、チラムなど

2、発ガン性や催奇形性のある物質

が多いのにふれられていないこと

3、症状や障害として挙げられているのは急性中毒のみで、慢性障害がほとんどふれられていないこと

4、二種以上の物質による相乗作用や混入する不純物による毒性の増強が考慮されていないこと

また、防除作業では農民の使用する数十倍の高濃度のものを(時には通気換気のない倉庫や屋内で)撒布する場合もあり危険性が高いこと、ホコリに付着して残り掃除などに際して障害を起こす可能性もあることが指摘されました。

そのあと諸種の物質について使われ方、性質や障害などの特徴を詳しく学習しましたが、ほとんどの物質が死亡や重症中毒を起こしており、また発ガン性や催奇形性が認められているので、農業を始め、山林、職場、家庭を含め広く使用されている農薬物質の危険性を痛感しました。

また田エ○やロロ○、ドリソ剤などの有機塩素剤は、毒性が強く、長く残留して慢性障害や発ガン性、催奇形性などの危険のため、使用禁止にされていたが、東南アジアなどへの輸用になお製造している現状があることも大きな問題です。

研究者交流会では、今回の学習と告示36号の農薬障害の項の問題点をふまえ、現在秘密裡に進められている認定要件づくりについても注目し働きかけを行つていこうという意見だされました。

今回は、今までに行つた各種障害と認定要件問題のまとめと、取り組みの方向などの討論と、マンガン中毒の映画を行う予定です。

特別報告

働く者の命と生活を守る

比花労働者

センター開設

六月十一日、比花区に働く者の命と生活を守るため、比花労働者センターが開設されました。

五月号（六十一号）のニュース欄によって紹介されたように、大阪環状線西九条駅から歩いて五分程の場所です。所在地は、大阪市比花区朝日一丁目三番三十三号、有限会社比花観光協会ビルの二階です。通称朝日橋西詰、淀の水女学院の隣に位置する阪神電鉄西大阪線の高架下にあるビルの一室です。

昭和五十一年、住友電工の旋盤工高松氏が心筋こうそくて、職場で死亡しました。この労災認定をめぐって、会社が私病扱いにした問題を、住友電工の有志と比花の労働者が安

全センター、各労組の支援によって労基署と交渉をもち認定を勝ちとりました。（二十七号などに既報）

私達は当時から、比花区に労働者が労災職業病や健康などで困った時に相談のできる場所を作ることが必要だと感じてきました。

現在、労働者のおかれている実態は、人べらし合理化による労働強化職場の環境悪化、大型重量化、産業公害などで命と健康は確実にむしばまれていきます。

しかし、これらの不満と問題をだれに相談したらよいか、どう解決したらよいかとなると、日常的に相談を持ちこむ場所もなく、火急にセンターの必要を迫られていました。

そして、何とか自分たちの力でそうした「労働者かけこみ所」を作りたいという願いが、センターの発足となった次第です。

比花区は戦前から煙の都といわれ労働運動発祥の地であり、労働者の町であります。現在、職場に地域に多くの問題をかかえていることは前述の通りであります。

労働者、市民の命と健康を守る闘いにとって「比花労働者センター」が一つのとりでとなることを願うものであります。従って地域の住民と共にあるセンターでなければと考えています。

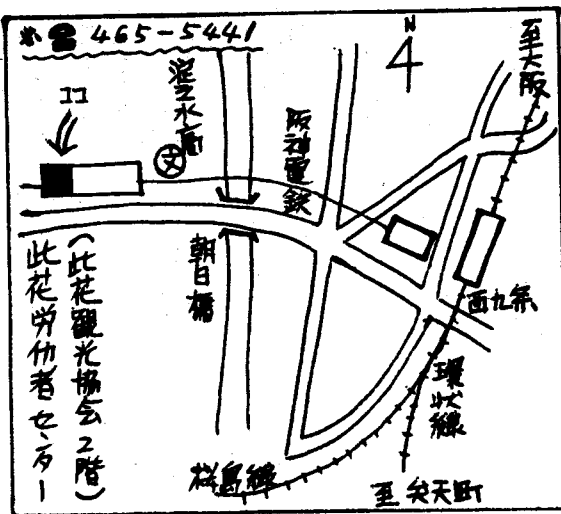
九日、センター事務所開きは、比花区市会議員の野村氏、労務協会の陽田氏も出席され、比花の闘う労働者、住生活動家、安全センターなど関係者が集り、ささやかな発足の会を行いました。

事務所はまだ設備も充分ではありませんが、休日を利用して日曜大工の内装を進めています。事務所は、室内の半分がタタミ敷であり親しみや

すい交流の場となるように配慮されています。

準備会の段階から、センター運営規則を作り、運営委員会の決定と当面の行動なども予定されています。事務所の諸体制は月曜から土曜まで午前九時—十二時半、午後六時—八時半（但し土曜は午前だけ）で開始しました。

今後「此花労働者センター」の活動に是非、皆さんのご協力をお願い致しまして報告にかえる次第です。



事務局だより

79南大阪労働フィールド合宿 参加・協力をお願いします

「学生が、未だ個的な生活の集合としての団結しか持ち得ていないが故に、自らが将来どういう階級の側に身をおくのかというような問題がかき消え、あるいは抽象的なものでしかなくなるとは言えないだろうか。時として何のためによっているのかというように、ことに疑問を持ったり、そして個人的な決意や本に書いてあることを思い出してホッとしたりする、そういうおかしな、そして本質的なぐらつきが学生にはないだろうか。自主生産で闘う労働現場で共に働き、職場の泊まり込みに参加し話し合いながら、労働者の闘いに学ぶべきものを学んでゆきたいと思う。」（七九、フィールド合宿呼びかけ文―抜粋―より）

今年の夏もまた、全国の学生が南大阪に集ってくる。先日、ある大学から「今年の予定はどうなっている」と催促の電話があった。実行委体制の下に行うといっても、関西の

各大学の活動家も多分にもれず、様々な運動との関わりの中で、なかなか集中した会議が持てていないというのが現状だ。もちろん「それは怠慢だ」と言われても弁解の余地などないのだが、未だ昨年の合宿の報告パンフの配布が完了していないというのが先日ので会議で発覚し、一堂マッサオになってしまった。

毎年、新鮮な感覚でやりたいと思うので、各大学の新しい活動家なり明日の活動を担うことを期待されているハツラツとした人達に実行委に入ってもらいたいと思っている。フィールド合宿というような性格の運動は、結集軸というのはかなりルーズなところ（不真面目という意味ではない）がある。つまり、何々の方針の下に一丸となり、攻撃対象に要求を鋭く突きつけるというような集まりではない。参加した学生がそれぞれの立場で関わり、獲得したものを学内での活動なり、将来の生き方とも結びつけて、そこでの経験を生

かしてきた。しかし、このフィールド合宿を単に、何かを触発されただけに留めないためにも、あるいは労学連帯やら、労働者解級の解放に向けた積極的な闘いの中に自らを位置付けようとするために、更に交流から連帯への方向に向うべきであろう。必ずや合宿に参加した人達の問題意識は豊富にふくれ上っていきがちがない。先達のきずきあげた成果を食いつぶすことなくフィールド合宿をより充実した内容を持ったものにしたいたいと思っている。

労働組合の皆様方には、毎回多大な協力をいただき感謝に耐えませんが、今年も迷惑を覚悟であえてお世話になろうと思っています。この合宿が学生にとってはもちろん、労働者の方々にとっても、明日の闘いの糧とならんことをひたすら願い、これまで準備の遅れを取りもどすべく、実行委は奮闘するつもりです。よろしく願います。

— 79 南大阪労働フィールド合宿 —

行動スケジュール表 (予定)

- | | | |
|-------|---------|---------------|
| 7月25日 | 午後1時集合 | 班合け、説明、
討論 |
| 26日 | } | 労組訪問 |
| 27日 | | |
| 28日 | | |
| 29日 | 総括討論、講演 | |

実行委員会に参加する
個人・団体 募ります。

7月7日 午後5時より
拡大事務局会議に参加を

於：関西労働者学生センター

5月の新聞記事から

5・1
米・マサチューセッツの原産で、燃料
棒の交換のため5年間3665人の職
員が被曝

5・3
大正区の電柱でトランス取換作業中、
足場がふらつき、作業員が高圧線に
ぶれて感電死

5・4
川崎重工で3月から暮、こいた希望
退職者が4月30日の締切までに予定
を大きく上回る4300人

5・7
労働省は、高齢化社会に対応する勞
働政策立案のため「高齢化問題懇談
会」を発足。年末までに結論をえる
予定

5・8
西独で料金不払運動の原産反対派に
対し電力会社が電力供給停止

5・9
タンカーが船内作業船に衝突、作業
船乗組員ら1人重傷、3人が重軽傷

5・11
北海道教組の人物ストへの処分は懲
戒権の乱用と処分取消判決が札幌地裁で

5・11
福井労基局は電力会社を労働法上の
元方事業者と規定し、下請を含む原
発労働者の安全確保責任を課す
神戸市内の公立保育所の保母の腰痛
腕のしびれの訴えに対し、基金神戸
支部は4年半ぶりによりやく4人の
公費を認める

5・11
大阪天王寺労基署は地下街トイレでの
行きずり殺人に対し労災を適用

5・15
三菱石炭鉱業夕張 業所でガス突出、
1人死75人不明
夕張鉱でガス爆発昨日事故の救助隊10
人が死

5・16
広島高裁、桑原氏の訴えを棄却。原爆症
認定について本人の立証責任に厳しき判断
東京スモン訴訟で田辺製薬も和解調印

5・17
不当な警察の連行による損害賠償要求
で、元全道船川崎造船船分会役員が大阪
高裁で逆転勝訴

5・18
アメリカ連邦地裁陪審は、大手核燃料
製造会社の元従業員が放射能汚染に対
し22億円の賠償を認める

5・21
大阪阿倍野の住吉ゴムで爆発の火が和
リウレタンに引火、従業員ら7人死
避難階段がなく、可燃物への防火対策
もない実情が判明

5・23
釜ヶ崎で、社会復帰の道づくりを進め
よう」と結核患者の会結成

5・26
職業病認定問題の行政訴訟で、立証責
任は業務外を主張する側に」との判断
米、核実験場跡に、汚染生物や奇形生物
多数発見、住民は避難開始
関西の三池遊艇者で作っている関西不知火
会が、仲内探しから費用不届に申し渡す
や一歩とすることを承認

夏季一時金カンパのお願い

靖国神社へのA級戦犯合し、元号法案成立、自衛隊中堅幹部の好戦的言動、とこれらの既成事実を積み重ねる中で、政府は増々右旋回の度合を強めようとしています。田中、岸、松野をはじめとする自民党議員らの腐敗・墮落ぶりは、マスコミを通じてさえも白日の下にさらされています。今や、野党のふがいなさをなげくより、私達一人一人がこの状況を切り拓くため、積極的に闘いを担うべき時期にきているといえるでしょう。

身近な南大阪の労働組合をみてもわかるように、闘う労働者への資本家の弾圧は、なりふりかまわぬものがあります。しかし、闘う者の持つ心の豊かさ、大らかさに励まされ、支えられて、関西労働者安全センターも六回目の夏を迎えました。すきあらば、労働者の獲得した権利を奪い返そうとする資本家の攻撃の下で、ともすれば安全問題は、「次の課題」とされがちですが、勝ち取ってきたあらゆる権利のはく奪を許さず、さらに、どの課題の闘いを通じて、あらゆる機会をとらえて、資本を包囲・反撃して追いつめていく闘い

を創りあげていくためにも、今こそさらに、広範な地域・職場に密着して、闘いの根をはりめぐらせていかなければと思っています。

そのために、安全センターでは五月から弁天町に、南大阪出張事務所を開設し、さらに六月から西九条に開かれた、此花労働者センターの運営にも、積極的に協力していくことになりました。財政的にはかなりの負担増になりますが、次の飛躍に備えて踏み切りましょう。今後は、これら二つの事務所を拠点に加え、一層がんばって活動していきたいと思えます。

そこで、これらの事情を御理解していただき、今年もまた、夏季一時金カンパに御協力下さるようお願い致します。

なお、会費・購読料の切れた方には、事務局より納入の御願いを送っていますので、その時は未納分の納入、あるいは前納をよろしく願います。

関西労働者安全センター

大阪市淀区本庄東通三丁目十番十号
三和ビル 二二二号室
TEL (06) 374-1299 一



右折禁止

自分の気持を相手に伝えるということ
は、なかなか困難なことである。まして
や、不特定多数を対象とした時はなおさ
らである。文字を媒介にした場合でも、
具体的には○○さんであったり、ある人
を含めた未だ見ぬ多数の人達であったり
する。対象を想定して書く以上、それら
の人がどう読むかは無視できないし、そ
れなりに一人歩き始めると、責任も伴っ
てくる。

しかし、書くということによって伝え
たいとする自分のイメージを客観的に見
つめ直すことができる。だから必ずしも
完成されたものが要求されている訳では
ないし、むしろそれをたたき台として前
進することができるというものだ。この
作業は筆者ひとりの個人的な範囲にとど
まらない。いつもヤリ玉に上げられるの
はかなわないけれど、反対に無視されて
いるというのはそれ以上に、不安で悲し
いことだ。そして、我が機関誌がそうな
らないことを強く願いたい。(K・E)

5月分会計報告

収入

会費	404400
機関誌	36260
カンパ	136979
資料	5000
レソフ	53930①
計	636569

支出

事務費	67129	②
活動費	307275	③
郵送費	485	④
人件費	230000	⑤
計	605389	

5月分収支	+ 31180
4月からの 繰りこし	343548 (+)
6月への 繰りこし	374728 //

- (註)
- ① 全国会議からパンフレット印刷代返済分を含む
 - ② 5月分屋賃、共益、水道、電気、新聞代、更新、コピー用紙、コピー代等
 - ③ 南大坂出張事務所、5・6月分部屋代、基金(10万)、此花寄附者ロビー事務所維持分(1万)、九州出張費、4月分電話代、交通費
 - ④ 振替手数料
 - ⑤ 5月分人件費 (アルバイト料を含む4人分)
 - * 60号機関誌印刷代は未払(5万)

表紙写真 (木津川筋の造船所)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28